

令和 2 年 6 月 2 日

議 案

5 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第35号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を定めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例）

- 16 当分の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第23条の3第1項第1号に掲げる者に該当する者であって、市長が必要と認めるものが国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和2年1月以前分の国民健康保険税を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 35 号 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、市町村が条例に基づいて行った国民健康保険税の減免措置については、国から財政支援が行われることとされ、当該財政支援の算定基準についても示されたことから、国の財政支援の対象となる国民健康保険税について、減免を行うことといたします。

減免の対象となる世帯及び減免額について、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯にあつてはその全部を免除し、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯にあつては当該世帯の前年の合計所得金額に応じ、定められた割合による減免を行うことといたします。

減免の対象となる国民健康保険税は、令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものとし、既に徴収したものがあつた場合には、遡って減免を行うことといたします。

国民健康保険税の減免は、減免を受けようとする者の申請に基づき行うものであり、条例中に減免に係る申請期限の規定が設けられていることから、条例を改正し、新型コロナウイルス感染症に関する減免についての申請期限の特例を定めることといたします。

○常総市国民健康保険税条例

昭和 34 年 6 月 28 日

条例第 13 号

(納税義務者)

第 1 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

(課税額)

第 2 条～第 9 条の 2 略

(賦課期日)

第 10 条 国民健康保険税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

(徴収の方法)

第 11 条 国民健康保険税は、第 14 条、第 18 条及び第 19 条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期等)

第 12 条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 20 日から同月 31 日まで

第 2 期 8 月 20 日から同月 31 日まで

第 3 期 9 月 20 日から同月 30 日まで

第 4 期 10 月 20 日から同月 31 日まで

第 5 期 11 月 20 日から同月 30 日まで

第 6 期 12 月 17 日から同月 26 日まで

第 7 期 翌年 1 月 20 日から同月 31 日まで

第 8 期 翌年 2 月 18 日から同月末日まで

第 9 期 翌年 3 月 20 日から同月 31 日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第 13 条～第 23 条の 2 略

(国民健康保険税の減免)

第 23 条の 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 当該年の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者（同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

(イ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者

(ロ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員

(ハ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(ニ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第 24 条～第 25 条 略

(委任)

第 26 条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、常総市税条例（昭和 33 年水海道市条例第 13 号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和 34 年度分の国民健康保険税から適用する。

2～14 略

(平成 22 年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

15 当分の間、平成 22 年度以降の第 23 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する者の国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)

16 当分の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第 23 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当する者であって、市長が必要と認めるものが国民健康保険税（令和元年度分及び令和 2 年度分の国民健康保険税であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和 2 年 1 月以前分の国民健康保険税を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第 2 項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

中略

附 則（令和 2 年条例第 11 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国

民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。